

LPガスタンクローリの一斉点検結果と法律上の見分け方

1. LPガスタンクローリー一斉点検結果を下表に示します。

年度	2021年度			2022年度		
	登録台数 (2021年登録)	点検台数	受検率	登録台数 (2021年登録)	点検台数	受検率
①タンクローリ (含トレーラ)	2,291	2,169	95%	2,254	2,064	92%
②移動式製造設備 (工業用専用バルクローリ)	514	483	94%	544	418	77%
③充填設備 (民生用専用バルクローリ)	700	411	59%	697	478	69%
④ ②、かつ③ (工業・民生用兼用 バルクローリ)	1,450	1,022	70%	1,330	950	71%
①～④の合計	4,955	4,085	82%	4,825	3,910	81%

2. LPガスタンクローリの種類の区分(①～④)が正しく理解されるよう「LPガスタンクローリの法律上の種類」を参考に受検するようお願いします。

LPガスタンクローリの法律上の種類

<p>①タンクローリ (トレーラ含む)</p> <p><タンクローリ></p>  <p><トレーラ></p>  <ul style="list-style-type: none"> ・容器則による容器検査必要 ・同じく容器再検査必要(5年毎。製造後20年経過以降、製造年度により2年～1年毎) 	<p>②移動式製造設備 ＝工業用専用 バルクローリ</p> <p>(いわゆる 従来型バルクローリ)</p>  <p>ポンプ・コンプレッサ等 製造設備を搭載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器は1.と同様の検査必要 ・加えて、高圧法の製造許可が必要 ・同じく定期自主検査、保安検査が必要(それぞれ毎年) 	<p>③充てん設備 ＝民生用専用 バルクローリ</p> <p>(いわゆる 新型バルクローリ)</p>  <p>ポンプ等の充填設備を搭載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器は1.と同様の検査必要 ・加えて、LP法上の充てん設備の許可が必要 ・同じく保安検査が必要(毎年) 	<p>④移動式製造 ・充てん設備</p> <p>(工業・民生用 兼用バルクローリ)</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・従来型バルクローリを民生用に使う兼用 ・高圧法及びLP法両方の規制(一部技術基準を緩和)  <ul style="list-style-type: none"> ・新型バルクローリを工業用に使う兼用 ・高圧法及びLP法両方の規制(一部技術基準を緩和)
--	---	--	--